

平成16年度

第7回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成17年2月10日(木) 午後3時～

2 会 場 宇都宮市役所 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表 半貫 光芳 委員 綱河 秀二 委員 小林 睦男 委員

坂本 弘子 委員 増渕 昭一 委員

保険医・ 中田 敏良 委員 中田 功 委員 星 紀彦 委員

保険薬剤師代表 高橋 映夫 委員 菱沼 昌之 委員

公益代表 荒川 恒男 委員 山本 正人 委員 大貫 隆久 委員

篠崎 光男 委員 山田 雅子 委員 峰岸 欣子 委員

(以上16名)

4 欠席委員

被保険者代表 稲葉 守久 委員 寺内 千嘉子 委員

保険医・保険薬剤師代表 亀卦川 良宣 委員 小林 豊 委員

公益代表 尾本 秀史 委員

被用者保険代表 五月女 良一 委員 小森谷 広 委員

沖杉 栄 委員

(以上8名)

5 出席職員

市民生活部長 横堀 杉生 市民生活部次長 高野 房三

国保年金課長 増渕 明 国保年金課補佐 大嶋 幸夫

管理係長 今泉 守 保険給付係長 戸田 悦夫

保険税係長	相沢 良一	収納係長	塩田 進
管理係総括主査	栃木 邦雄	管理係主事	福田 千晴
6 会議録署名人	綱河 秀二 委員	中田 敏良 委員	(議長指名)

7 付議事項

報告第1号 国民健康保険税率の改定等について

報告第2号 平成16年度国民健康保険特別会計決算見込みについて

報告第3号 平成17年度国民健康保険特別会計予算(案)について

事務局より説明

(開会 午後3時)

【事務局】 定刻となりましたので、只今から平成16年度第7回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず始めに、本日は市長に出席いただいておりますので、ご挨拶申し上げます。

【市長】 皆さん、こんにちは。

第7回の国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

皆様方のお力をいただき、先ごろは、保険税率の改定をしていただきまして、心からお礼を申し上げます。しかしながら、これから10年、20年先を、あるいはもっと先を考えますと、この改定額でも追いつかない状況になってくるかと思えます。特に高齢化、そして低所得あるいは仕事をもたない方が多くなる、そういう社会状況がこれから拡大していくものと思えます。そういったものに十分対応していくときに、収納率については行政も真剣に考えていかなければなりませんし、一番汗をかいていかなければならないと思っています。そういうものを踏まえた上で、今後というものを考えていかなければならないと思っておりますが、ぜひ、皆様方には、今後も引き続きましてお力添えを賜りますよう心からお願い致します。他の市、あるいは他の県に

負けない環境、あるいは福祉といった面でも充実した宇都宮というまちをつくっていくためにも、そして活力を伴うまちをつくっていくためにも、懸命に努力をして参りたいと思います。ぜひ、皆様方にも引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いするとともに、大変お忙しい中お集まりいただきましたことを改めて御礼申し上げます。どうぞ本日はよろしくお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、大貫会長にご挨拶をお願いいたします。

【会長】 国民健康保険運営協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、第7回国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠に有難うございます。昨年は、市長から国民健康保険事業の健全な財政運営につきまして、諮問を受けたところでありますが、委員の皆様方には、例年以上にご協力をいただき、おかげをもちまして、無事答申を終えることができ、改めて感謝を申し上げる次第です。

さて、現在、国におきましては老人保健制度におきまして、前期高齢者制度・後期高齢者制度の創設や、介護保険制度におきましては、保険料の負担年齢引き下げなど社会保障制度の見直しが検討されております。加えて、三位一体改革といたしまして、国民健康保険制度に対します国庫負担のあり方につきましても、同じく検討されております。このようなことから、国民健康保険につきましては、先行きを見通すことが困難な状況ではありますが、市民の皆様が安心して医療が受けられるよう、本協議会もその機能を十分に発揮して参りたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、これまで以上のご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日の案件は、税率の改定等について、平成16年度の決算見込み、および平成17年度の予算案の3件であります。委員の皆様方の活発なご意見をお願いいたしまして、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 ここで、市長には所用がありますので、退席させていただきます。

それでは、会議に入りますが、本協議会の議長につきましては、規定によりまして会長が会議の議長となりますので、大貫会長に会議の進行をお願いいたします。

【議長】 それでは、会議次第に従いまして議事を進めて参ります。

まず始めに、事務局から定数の報告を求めます。

【事務局】 本協議会の定数は、24名であります。本日、出席されている委員の方は16名で、会議の定足数であります半数以上の委員の方が出席しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

【議長】 次に、会議録署名人の選出に移りますが、議長の外2名を会議に諮って決める、ということになっておりますが、議長に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

【委員】 (「異議なし」の声)

【議長】 異議なしということですので、綱川委員と中田敏良委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、「報告第1号 国民健康保険税率の改定等について」事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは、「国民健康保険税の改定等」につきまして報告いたします。

資料の「報告第1号」をご覧ください。

1月の臨時議会におきまして、国民健康保険税率の改定が議決されたところでありますが、改定に当たりましては、当運営協議会からの答申を尊重いたしまして、ここに書いてありますとおりの基本的な考え方に基きまして、改定をしたところであります。

まず、1番であります。改定に当たりましては、特に低所得者層に大きな負担増とならないよう、できるだけ伸び率を抑えるということを大きな考え方としております。税率につきましては、現在いろいろと医療制度改革につきまして政府が検討中であり、このようなことから先行きの見通しが大変困難であるということで、平成

17年度からの2年間をみて、事業運営が可能な率といたしました。

賦課限度額につきましては、地方税法に規定されている額に引き上げました。

賦課総額におけます応益の割合につきましては、45パーセントを確保いたしまして、低所得者層世帯の軽減措置の拡充を図りました。

資産割につきましては、段階的に引き下げることといたしまして、今回は、医療費分につきましては3分の2、介護納付金分につきましては現行の約2分の1といたしました。

このような考え方を基に、具体的な税率につきましては、2番の上の表が医療費分、下の表が介護納付金分ですが、上段が現行の税率、中段が運営協議会の中でご協議いただいたときのA案で、下段が今回改定された後の税率であります。

まず、医療費分につきましては、今後の所得状況を改めて精査した結果、運営協議会でご協議いただいたときよりも所得の伸びが上向きましたことから、所得割について調整させていただきました。その結果、所得割につきましては8.16パーセントとなりました。資産割につきましては22パーセント、被保険者均等割につきましては27,000円、世帯別平等割につきましては30,000円、賦課限度額は53万円ということになりました。

次に、介護納付金分につきましては、40歳から65歳未満の方が対象になる訳であります。答申をいただいた後、協議を進める中で、平成16年度の老人保健拠出金が当初見込みよりも9億円ほど低くなり、介護納付金につきましては、当初見込みよりも3億円程度、こちらは逆に高くなっております。差引いて6億円ほどの減少が見込まれて、その分保険給付基金の取崩し額の減少が見られましたことから、その分を充てまして、介護納付金分につきまして税率の上げ幅を押えたということになります。

その結果、所得割につきましては1.7パーセント、資産割につきましては3パーセ

ント、被保険者均等割につきましては7,300円、世帯別平等割につきましては6,000円、賦課限度額につきましては8万円に改定させていただきました。

次のページに移りまして、その結果が3番の税率改定後の調定額の状況であります。調定額全体の伸び率につき、改定後は医療費分につきましては5.2パーセント、介護納付金分につきましては31.6パーセント、両方合わせた額で見ますと6.9パーセントと、A案よりも上げ幅を押えた結果になっております。一世帯当たりの税額で見ますと、医療費分につきましては約2,800円の増、介護納付金分につきましては約6,800円、合算しますと約9,600円の増となっております。1人当たりの税額につきましては、その下に記載のとおりとなっております。具体的な例につきましては、参考資料に、2人世帯で医療費分と介護納付金分の合算でみた場合の所得別年税額の比較を載せております。表の上段が軽減世帯、下段が軽減非該当世帯となっております。一番上が7割を軽減される33万円以下の所得の世帯であります。これで見ますと上げ幅が年額で約1,700円となります。この世帯につきましては、約20,000世帯が該当いたします。その下が5割を軽減されるの世帯であります。この世帯につきましては約3,000世帯が該当になります。上げ幅が年額で約7,600円となります。その下の所得額103万円というところではありますが、新しく2割の軽減が該当されるところであります。約7,000世帯と見込んでおります。上げ幅につきましては9,100円となっております。下段の表は非該当世帯で、年間所得金額が200万円、400万円、600万円ということで、網掛け部分は固定資産税が10万円かかる世帯となっております。増減額につきましては表のとおりとなっておりますので、ご覧ください。

最後に、今回の保険税率改定におきましては、今後2年間で想定した率になっております。平成19年度以降につきましては、平成18年度の早い時期にこの運営協議会におきましてご協議をいただきたいと考えております。また、今回の税率改定や軽減制度の拡充につきましては、市民への周知も今後重要になってくる訳ですが、年2回

「国保とねんきん」という自治会の回覧を出しておりますが、これを今月下旬に出し、5月以降には「広報うつのみや」におきまして周知をはかっていきたいと考えております。また、窓口に置いたり、納付書等に同封してチラシ等も送付いたしまして市民の方への周知を図っていきたいと思っております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

**【議長】** 事務局の説明が終わりましたが、ご質問等がありましたらお願いいたします。

**【荒川委員】** 先の議会で税率改定案が通りましたので、納得がいかないという訳ではないのですが、只今説明のありました今度の税率改定で、数字で示されておりました軽減世帯が、2割軽減については申請をしないと減免にならない、いわゆる申請減免になっています。それについては自治会への回覧板や市の広報などでということでお話がありましたが、7,000世帯対象というのは未だかつてない世帯数で、それも本人が申請しなければ軽減にならないということなので、只今の手立ても含めてですが、かなり力を入れないと、軽減によって恩恵を被るのはなかなか気が付かない人もいるのではないかと思いますので、くれぐれもこのへんについては周知徹底をして7,000世帯が思い通り申請されるように、力を惜しまないでいただきたいということを要望いたします。

**【議長】** 他に何かございますか。

**【事務局】** 補足説明させていただきます。

今回の2割軽減についてであります。申請主義ということで、いったん申告に基づきまして税額を計算し、2割軽減世帯に該当する方は、賦課をいたしまして納付書を発行する時点で、対象者が把握できます。

ある程度の締切は設けますけれども、納付書と一緒に申請書を送るということで、分からなくて提出できない方や、忙しくて間に合わない方などもあるかと思っておりますので、そういった方には、例えば電話でお知らせするとか、後日またハガキを送るとか、

そういった具体的なことにつきまして、只今検討中であります。その辺の細かいところについては、分からなかったとといったことのないように、手厚く周知を図っ参りたいと思います。

**【議長】** 他にないようですので、次に「報告第2号 平成16年度国民健康保険特別会計の決算見込みについて」及び「報告第3号 平成17年度国民健康保険特別会計予算案について」であります。この2件は関連がありますので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

**【事務局】** それでは、平成16年度の決算見込みから説明いたします。報告第2号をご覧ください。16年度の決算見込みにつきましては、一番下の計にありますとおり約1億1,700万円余の減で、345億7,300万円余を見込んでおります。

まず、歳出についてであります。上から2番目の保険給付費の中で、療養給付費につきましては、病院等にかかったときの治療費などありますが、2億円の増を見込んでおります。1つ飛びまして、高額療養費につきましては、6千万円の増を見込んでおりますが、特に今年度におきまして前期高齢者の影響が、予算の見込みよりも大きく出ておりますことから、合わせて2億6,000万円余が増額になると見込んでおります。その下の老人保健拠出金につきましては、約9億円減っておりますが、国庫負担が毎年4%ずつ増えていきますので、その影響で減となっております。一方、その下の介護納付金につきましては、約2億8,600万円余の増であります。これらにつきましては、確定した数字であります。その下の高額医療費共同事業拠出金につきましては5,400万円余の増と見込んでおります。これは高額な医療費の発生に備えての再保険制度への拠出金であります。これも特に前期高齢者の分が大きく伸びており、平成15年度に比べますと、件数、交付額ともに前年を上回る伸びでありまして、拠出金も5,400万円余の伸びを見込んだところであります。次に、下から2番目の諸支出金ですが、こちらは平成15年度の退職被保険者分の交付金であります療養



給付費交付金に約 1 億 3,000 万円の精算が生じたので、それを見込んだところ  
あります。

次に、歳入であります。一番上の国民健康保険税につきましては最後に説明させ  
ていただきます。先に国庫支出金の高額医療費共同事業の負担金と県の支出金につ  
きましては、それぞれ 1,300 万円余の増が見込まれますが、これは歳出の高額医療費共  
同事業の拠出金が増額したために国と県の負担分も増えたということでありま  
す。それぞれ 4 分の 1 ずつの負担となっております。次に繰入金のうち、保険給付基金につ  
きましては、老人保健拠出金と介護納付金の額が確定したことによりまして、約 3 億  
円が取崩しをしなくても済むということになったものであります。次に、下から 2 番  
目の繰越金であります。1 億 3,000 万円は、先ほど諸支出金で申しあげました退職  
者医療の交付金の精算分を繰り越したものであります。最後に国民健康保険税であ  
りますが、当初予算額以上の確保はできる見込みであります。平成 17 年 1 月末の収納  
率につきまして、平成 15 年度の同時期と比べまして、今のところ 1 パーセントほど  
高くなっております。平成 14 年度から平成 15 年度におきまして全体で 0.6 パーセン  
ト向上しておりますが、今年度につきましては今のところ 1 パーセントの収納率の向  
上を見ております。これによりまして現年度分と過年度分を合わせまして 1 億 5,000  
万円から 2 億円の増収が図れるのではないかと見込んでおります。平成 16 年度の決  
算見込みにつきましては以上であります。

続きまして、平成 17 年度予算案であります。報告第 3 号をご覧ください。1  
枚目をめくっていただきまして歳出から説明させていただきます。一番下の合計で、  
歳入歳出同額の 369 億 8,700 万円余を見込んでおります。増減額で 22 億 9,500 万円  
余の増で、増減率につきましては、6.6 パーセントの増と見込んでいるところであ  
ります。内訳につきましては、まず、上から 2 番目の保険給付費につきまして、246 億  
7,300 万円余で、増減額が 26 億 7,200 万円余、増減率 12.1 パーセントであります。

さらにその内訳につきましては、1 から 7 までの療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料、移送費ということではありますが、特に上から 3 つ、医療費の分におきまして、歳出増の要因となっているところであります。中でも 1 番上の療養給付費では、対前年度で約 25 億円増の 217 億 9,600 万円余を見込んだところであります。療養費につきましては、対前年度よりも約 5,000 万円多く見込みまして 3 億 600 万円余、高額療養費につきましては、約 1 億円増の 20 億 6,800 万円と見込んでおります。4 から 7 につきましては、実績に基づいた額を計上したところであります。医療費につきましては特に高額療養費、あるいは前期高齢者の影響が今年度も強く出ていることで、来年度はこういったところを実績、あるいはそういった傾向に基づきまして見込んだところであります。次に、その下の老人保健拠出金につきましては、83 億 8,000 万円余で、昨年度の予算額に比べまして約 10 億円の減で、増減率も 11.1 パーセントを見込んでおります。国の負担が 4 パーセントずつ平成 18 年度まで増えていきますので、昨年度よりも約 10 億円の減を見込んだところであります。一方、介護納付金につきましては、25 億 5,700 万円で、昨年比べまして約 5 億円、23 パーセントの増を見込んでおります。次に共同事業拠出金につきましては、こちらも前期高齢者の高額療養費の伸びが大きくなっておりまして、7 億 1,400 万円余で、増減額は 1 億 4,700 万円余で 26% の増と見込んでおります。次に、保健事業費につきましては、1 億 700 万円余で、約 230 万円の増となっております。内訳につきましては、右側の 1 から 5 とありますが、この中で特に増の要因となっておりますのが、一番上の人間ドック、脳ドック等でありまして、この中には基本健康審査を受けた場合に、自己負担の 2 分の 1 を国保で補助する制度があり、その助成の伸びが大きくなっておりますことから、約 300 万円余の増額をしたところであります。次に 1 つ飛びまして、諸支出金につきましては、3,900 万円余と、昨年よりも約 100 万円の増で、その内容は保険税の返還金や還付金、還付加算金であります。これらにつきまし

ては、前年度の実績に基づいた数字を計上しております。

次に、歳入につきましては、1枚戻っていただき、一番上の保険税からご覧下さい。平成17年度の予算額につきましては、147億4,300万円余で、約10億円の増、7.4パーセントの増減率になっております。世帯数が86,700世帯、人口が167,600人ということで、新税率におきまして計算をした結果であります。次に国庫支出金につきましては、125億5,900万円余で、9億8,600万円余の増となっております。これは医療費の伸びによりまして約10億円の増を見込んでおります。特に右側の①につきましては、療養給付費等負担金で今年度は対前年度に比べまして、約6億円の増で、64億5,300万円余と見込んでおります。一方、老人保健拠出金分につきましては、約4億円少なく、28億9,800万円余を見込んでおります。介護納付金分につきましては、約2億円の増で約10億円の歳入を見込んでおります。次に、療養給費等の交付金につきましては、これは退職者被保険者分に係る交付金ではありますが、61億2,800万円余で、約5億8,700万円の増を見込んでおります。これにつきましても、医療費の増によりまして、①の給付費分で約6億円が前年よりも多く見込まれます。老人保健拠出金分につきましては約5千万円の減、介護納付金分につきましては約6千万円の増を見込んでおります。内訳につきましては記載のとおり金額となっております。次に、県支出金につきましては、高額医療費共同事業の拠出金額の4分の1が県支出金として支出されます。これも高額医療費の伸びによるもので、1億7,700万円余の計上となっております。その下の共同事業の交付金につきましては、高額医療費の伸びによるもので、交付金につきましては、7億1,300万円余であります。増減額は1億4,500万円余、増減率が25%と見込んでおります。一つ飛びまして繰入金につきましては、25億6,200万円余ということで、約5億円の減で、その内訳につきましては、まず、法定分の①につきまして、保険者の軽減に対する補填であります基盤安定繰入金では、今回、新税率によりまして、7割、5割、2割になりますので、昨年度8億

6,000万円ほどの繰入がありました。平成17年度につきましては、約15億9,000万円と大きく伸びております。一番下の保険給付基金繰入金につきましては、平成16年度は約12億円の取崩しで、結果的には9億円程度になる見込みですが、平成17年度につきましては、予算上は約1,000万円を見込んでおりました。繰入金は約5億円の減であります。また、1つ飛びまして、一番下の諸収入につきましては約1億円の予算額で、これにつきましては内訳といたしまして、延滞金、第三者納付金などありますが、特に延滞金の伸びが少し見込まれるため、約3,000万円の増額を見込んだものであります。

以上雑駁ではありますが、平成16年度の決算見込み、並びに平成17年度予算案であります。

**【議長】** 事務局の説明が終わりましたが、ご質問等がありましたらお願いいたします。

**【中田（功）委員】** 先ほど収納率が1パーセント上がると1～2億円違うというお話でしたけれども、この予算では何パーセントを見ているのでしょうか。もう一つは、歳出の保険給付費の中に審査支払手数料というのがありますが、レセプトの再審査に関するものと思いましたが、再審査請求のための費用なのでしょうか。

**【事務局】** まず、収納率につきましては、新年度ではここには一つにまとめて書いてありますが、細かく計算をいたしますと一般分の医療費分、介護納付金分などいろいろある訳ですが、一般分の医療費分で見ますと昨年度平成15年度の実績では、83パーセントくらいの実績でありましたけれども、平成17年度につきましては、この部分につきましては約86パーセントで、現年度分につきましては、平成15年度ですと約85パーセントでしたので、努力目標も含めまして、この数字を見込んだところであります。それから、歳出の審査支払の手数料についてであります。これは国保連合会でレセプトの点検、審査を行いまして、各医療機関に医療費の支払いを行ってございまして、その審査の手数料であります。

この審査支払手数料につきましては、国保連合会におきまして、医療機関からレセプトがあがってきたものを点数計算などの確認作業に対するものでありますが、それにつきまして、今、レセプト件数そのものが相当伸びてきております。しかしながら国保連合会におきましてその単価の引き下げがなされました。今までは1枚当たり67円くらいとなっておりましたが、来年度は62円に下がりましたので、レセプトの件数は伸びているのですが、トータルとしてはこのような形になっております。

**【中田（功）委員】** 私が聞きたいのは、請求に不正があってはいけないので、そのチェックのために今までは社会保険では非常に厳しかったのですが、自治体でもそれなりに厳しくなりまして、再審査が非常に多くなっています。その審査が大変なものですから、その支出ですかという意味です。

**【事務局】** これは単純に、毎月5日までの医療機関から国保連合会にレセプトがあがるものに対します分の手数料であります。私ども保険者にレセプトが来てから、レセプト点検を行いますすが、これは非常勤嘱託員を使っておりまして、その報酬としての支出であります。

**【議長】** 他にはありますか。

**【荒川委員】** 二点ほど伺いたいと思いますが、一つは来年度の予算との関係では、税率の引き上げなど大変な状況にあると思いますが、そのような中で、引き続き財政安定化支援事業を含め、今までの市長からも1億円しか出されておりました。国保会計はどの市町村でも大変な状況に置かれていると思いますが、その大きな原因は国が負担率を減らしてきたことにあると思うのですけれど、市長会などを通じて、この辺のところについてはどのような働きかけをこの間してきたのか、その点をお伺いしたいと思います。それからもう一つは県からの支出金についてですけれども、私はこの間調べてもらいましたが、水戸市では被保険者1人では93円、浦和市が96円、前橋市が181円が、県からの支出金が出ている訳です。宇都宮市はゼロです。県からは

支出金は出ておりません。宇都宮市の45万市民は、45万県民でもある訳ですので、県民税も払っているのに、このように市町村の国保の基盤が大変厳しい中で、なぜ栃木県は他の北関東の県助成のように、県から支出金を出してくれないのか不思議に思っております。この辺のところはどうなのか、予算・決算も含めて二点お聞きしたいと思います。

**【事務局】** 只今の要望についてであります。国民健康保険制度の改革あるいは財政基盤の強化ということで、今年度におきましても、全国市長会などを通じまして国に要望をしているところであります。また、国民健康保険中央会あるいは全国知事会でありますとか、全国の議会関係の団体や連盟におきましても、毎年国保の財政基盤強化につきまして要望をしております。このように関係団体と一緒に関連する業務について取り組んでいるところであります。

次に、県からの支出金であります。他市におきましては、統計上は県からの支出金が入っているようになっておりますが、その内容につきましては、乳児医療などの現物支給を行っているところは、国民健康保険への国庫補助金が減額されるという制度があります。栃木県の場合では、乳児医療が現物支給ではなく償還払いで行っておりますので、国民健康保険では国庫補助金が減額されておりましたが、現物支給を行っているところは減額されますので、その分につきまして県で各保険者に補助しているといったものが内容でありますので、財政支援という意味合いでの補助は県では行っていないというのが現状であります。

**【議長】** ほかにないようですので、「(4) その他」に移ります。

事務局から説明を求めます。

**【事務局】** 三位一体の改革におけます国民健康保険制度の改革につきまして、現在国で検討されております内容につきまして情報提供がありましたので、その概要をご説明いたします。お手元の資料1の下段の図をご覧ください。

今回の国での改革につきましては、国庫負担と保険料負担を基本的な考え方を維持しながら、市町村の国保財政の安定化におけます都道府県の役割や権限の強化を図るために、財政計画を見直すというものであります。

第一点といたしまして、新たに都道府県負担を求めるということで、その内容は、都道府県の財政調整交付金の導入を求めるということです。これは、改革の目標では保険給付費用の7パーセントであります。平成17年度につきましては経過措置といたしまして5パーセントとなります。

加えて、保険税の軽減相当額を補填する保険基盤安定制度で、現在、国が2分の1、都道府県と市町村はそれぞれ4分の1ずつを負担しておりますが、国の2分の1の負担部分を都道府県が肩代わりするというものであります。

第二点といたしまして、都道府県の負担導入に伴い、国庫負担を見直すというものであります。これは、図の右半分のところ国庫負担が10パーセント、定率国庫負担が40パーセントということで現行の制度を示してありますが、これを国の財政調整交付金が9パーセント、定率国庫負担が34パーセントとなり、その減った部分を都道府県が財政調整交付金として7パーセントにするというものであります。これにつきましても平成17年度には経過措置がありまして、定率国庫負担につきまして36パーセントということになっております。

第三点といたしまして、都道府県の財政調整交付金の市町村への配分方法につきまして、地方団体及び総務・厚生労働両省によります検討会を設けまして、地方の意見を尊重しつつ配分のガイドラインを作成するということになっております。

これらの見直しに伴いまして、国民健康保険法の改正法案を平成17年度の通常国会への提出を予定しておりますが、同年度における措置につきましては、法の附則で対応するということになっております。

以上であります。

【議長】 事務局の説明が終わりましたが、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【小林（睦）委員】 先ほど荒川委員から予算についての話がありましたが、三位一体改革は、これから国がどうやっていくのかということになりますと、方向的には憲法で保障している生存権の具体的な形として、例えば生活保護などを、本来国がやらなければならないことを地方分権の名のもとに地方に肩代わりさせて、交付税などの財源を渡すという訳です。

国民健康保険についても、これは本来社会保障の一つであるにもかかわらず、市町村に運営を任せてお金は都道府県に渡して調整してくださいという形で、今まで 100 であったものを 80 くらいにするということの中身なので、地方六団体が反対してもこのことが宇都宮市にも関わってくることなので、宇都宮市だけで反対してもだめなので、もっと声を強めて、国にもっと財政基盤が確立できるような支援をお願いしていきたいと思いますが、そのあたりの考えを伺いたいと思います。

【事務局】 現状ではそのような方向で進んでいるという報告がきている訳ですが、これまで国民健康保険運営協議会で議論していただいた中でも、国民健康保険制度全般が現状のものでは非常に困難な状況にあるという意見を皆様からいただいたところですが、受け入れるべきところは受け入れなければならないという基本はあろうかとは思いますが、先ほどのお話にありましたように、地方六団体や国民健康保険中央会などを通して、意見を上に上げていかなければならないと思います。ただ、制度を受け入れずに自分たちだけでやっていけるという制度ではありませんので、そういう意味では、それぞれの保険者が非常に苦しい状況におかれているのではないかと考えております。

【小林（睦）委員】 結局は押し切られて受け入れなければならないということは分かりますが、地方六団体ではいろいろと議論している中で、結果的にはそうなったとしても、意見としては、市民の国民健康保険制度を預かる立場として、制度を守るよう



に、ぜひ声を大きくして言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【議 長】 ほかにありますか。

【増淵委員】 これは要望なのですが、平成 17 年度の予算案がまとまったようですが、歳入歳出のバランスの中ではどうしても歳出が大きくなりがちですが、歳入の方は中々増えていかないのので、歳出だけでも細心の注意をお願いしたいと思います。

【議 長】 ほかにないようですので、5番の「その他」に移ります。委員の皆様方、何かありますか。

【委 員】 (何ものなし)

【議 長】 ないようですが、事務局では何かありますか。

【事務局】 何もございません。

【議 長】 それでは、ここで一言ご挨拶を申し上げます。

当運営協議会の委員の任期は7月までとなっておりますが、現在の委員の皆様との会議は、今回が最後になると思われまます。冒頭で申し上げましたとおり、今年度は委員の皆様にご多大なるご尽力をいただきましたおかげで、充実した会議を持つことができ、会長としての私の役目も、無事果たすことができました。改めまして、委員の皆様にお礼を申し上げます。有り難うございました。

それでは、これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

【事務局】 以上をもちまして閉会とさせていただきます。

有り難うございました。

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員